

「船橋の教育2020—船橋市教育振興基本計画—(素案)」に対する
意見募集(パブリック・コメント)の結果について

意見募集期間

令和元年12月15日(日)～令和2年1月14日(火)

意見提出件数

10名 35件

※いただいたご意見を、内容ごとに整理・分類した上で、ご意見に対する市の考え方を示しています。なお、ご意見は概要のみ掲載しています。

意見番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
基本方針1 生涯学習の推進を図ります		
1	<p>市内には図書館の数が少ない。中央図書館などで、有意義な活動をしているが、遠方の市民はなかなか行く機会がない。</p> <p>子どもの足で徒歩30分以内の場所に、図書館の設置を希望する。</p> <p>移動図書館は、曜日と時間が限られていて、図書館の代わりにはならない。</p>	<p>本市には、4つの図書館の他に、図書館とネットワーク化した12か所の公民館図書室・三山市民センター図書室、2か所の図書貸出返却窓口があります。この公民館図書室等では、各図書館で所蔵する図書やDVDなどの取り寄せや、貸出・返却ができます。</p> <p>現在、図書館を新たに設置する予定はございませんが、図書館とのネットワーク化の推進に今後も努めるとともに、公民館、児童ホーム等、図書館の活動の場を広げ、利用しやすい図書館サービスを目指してまいります。</p>
基本方針3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります		
2	<p>8つの基本方針について、一番重要なものが一番目の「生涯学習の推進」であれば、市内の児童たちの学力向上は二の次と感じる。また、内容が「基本方針5」と重複している。</p> <p>未来を担う子供たちの学力を高める事に税金を投入して頂きたい。</p>	<p>8つの基本方針は、2つの教育目標を実現させるために定めたものであり、優先順位はありません。</p> <p>また、「基本方針1 推進目標2」では生涯スポーツの推進、「基本方針5」では学校教育における健全な体づくり、体力向上の推進の教育施策を位置付けています。</p>
3	<p>「基本方針3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上」の項目には、</p> <p>①基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力を育むとともに、学習意欲の向上や学習習慣の一層の確立を図る。</p> <p>②グローバルに活躍する人材を育成するために、外国語教育の充実を図り、これまで取り組んできた小中一貫英語教育を一層推進する。</p> <p>③言語能力の確実な育成を目指して、国語科での指導の充実とともに各教科等においても言語活動を充実する。</p> <p>とあるが、その具体的な方法論が明確でない。</p>	<p>ご意見をいただいた項目について、</p> <p>①は「基本方針3 推進目標1 学習指導の改善による学力の向上」で、</p> <p>②は「基本方針3 推進目標2 施策2 小中一貫英語教育の推進」で、</p> <p>③は「基本方針3 推進目標2 施策1 国語教育の充実」で具体的な教育施策について記述していません。</p>
4	<p>真のグローバル人材とは、英語を話せるだけでなく、「国際理解教育」や「コミュニケーションスキル」が必要不可欠だと考えるので、初等教育から教育制度として取り入れるべきだと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、グローバル人材とは英語を話せる人と同義ではありません。</p> <p>本市では、小学校1年生から中学校にわたって英語によるコミュニケーション能力の育成を目指しています。併せて、様々な国々出身のALT(外国語指導助手)を派遣し、異文化理解や相手を意識したコミュニケーションの在り方等についての学習も進めています。</p>

意見 番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
5	<p>「グローバル教育」は「主要な言語、宗教及び思考についての理解」「地政学的な日本の立ち位置」「国際的に通用するマナー」等、様々な側面からの学習が重要である。加えて「AI」等の項目については教育を施す人材が不足している。現在の学校教育システムを大きく改善すべき。</p> <p>①「外国語」については「聞く・話す」の能力は実践できる機会が少ないため、市中で「英語・中国語」等の表記やタッチングポイントを増やし日常的に文字に触れる機会を増やすべき。</p> <p>②「AI」を活用することで、一人一人の学習状況を把握でき、習熟度に応じて教育内容をカスタマイズしていく事や、教師の長時間労働も改善が可能となる。民間企業の受験教育システム等を参考として取組を促進すべき。勿論、AI教育だけでなく「人間味」を与えることも求める。</p>	<p>本市のグローバル教育についての考え方は4の回答のとおりです。</p> <p>「AI」の活用については、ICT環境の整備を進めていく中で学習方法や活用方法についても検討してまいります。</p>
6	<p>このままでは国際競争力のない子たちに育っていく。少子化対策として日本は今後外国人労働者を受け入れていくしか選択肢はほぼなく、既存の教育システムのもとで育った子供たちは高度人材になりえない。</p> <p>船橋市が他の自治体と比べ突出してグローバル社会への対応ができ、児童たちが総ホームレス化しないように望む。</p>	<p>本市のグローバル教育についての考え方は4の回答のとおりです。引き続き、英語の学習と併せて、異文化理解や相手を意識したコミュニケーションの在り方等についての学習を推進してまいります。</p>
7	<p>英語教育について、船橋市独自のカリキュラムは古く、動詞を中心としたカリキュラムが少ない。また小学校では、ほとんどの教員が教えられない。研修制度が少なすぎ、現場でのとまどいが大きい。英語専科と新カリキュラムを導入すべき。</p>	<p>来年度の小学校新学習指導要領全面実施に伴い、現在、本市独自のカリキュラムを見直しているところです。</p> <p>併せて、教員研修につきましても、研修内容や回数について見直しを検討しています。</p> <p>英語専科の教員配置につきましては、引き続き県に加配教員数の増加を要望してまいります。</p>
8	<p>英語専科の教員を配置することで、教員の空きコマを増やしてほしい。また、英語の免許を取得せずとも他教科の免許を保持している教員に臨時免許を発行してほしい。担任が週2コマの英語を教える負担は大きく、働き方改革に反している。</p>	<p>英語専科の教員配置につきましては、7の回答のとおりです。</p>
9	<p>教育関係者が「主権者は誰か」、「主権者教育とは何か」を理解しているのか。主権者である「子供」が発想、発信し、お互いに刺激し合える研究が船橋市でされているか。教師は本来情報を与えるだけの一方的な教えでなく「主権者間のコーディネーター」でなければならない。</p>	<p>本市では、これまでも主権者教育に関する研究や研修を積極的に進めてまいりましたが、引き続き今後も様々な実践に取り組み、主権者教育を推進してまいります。</p>

意見 番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
10	<p>「基本方針 3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります」の施策として、基本的な学区と通うべき学校は定めつつ、学級数に余裕がない場合を除き、通う学校の変更は基本的に認める「行きたい学校は自分で選べる環境を作る」ことを提案する。学びに向かう最初の段階で、自分が通いたい学校を選べる、即ち自分の希望がきちんと聞き届けられるという経験を持つことは、その後の学ぶ意欲に良い効果を与えると思う。</p> <p>また、一人の親として不登校や子供の自殺のニュースには心を痛めている。思うに、現在の学校には閉塞感が強いのではないか。その閉塞感を少しでも緩和するためにも、学校が選択できることはよい効果があると考えます。</p>	<p>行きたい学校を選択できる制度は、学校規模にも大きな影響を与える可能性があります。また、児童生徒の通学の負担や、学校と地域のつながり等の課題も多いと認識していますので、現在のところ導入することは考えていません。</p> <p>なお、通学区域により教育委員会が指定した学校は、船橋市立学校の通学指定校変更の取扱いに関する基準に基づいて、保護者の申請により変更することもできます。</p>
基本方針4 豊かな心を育成し社会性を高めます		
11	<p>道徳教育の教科書の入札をどのように選択しているか、なぜそのテキストを選んだかを市民にも公表してほしい。道徳教育は時に「子供の教育主権」を奪い、虚構の価値観、又は「従順な人間」を生産する原因にもなりかねない。主権者教育と矛盾する。現在の文部科学省がなぜ道徳を教科化したのか独自に検証してほしい。</p>	<p>教科書採択に係る教育委員会会議の議事録を、本市のホームページで公表しています。</p> <p>改訂の経緯については、学習指導要領（平成29年告示）解説「特別の教科道徳編」第1章総説にあるように、道徳教育の重要性と課題の改善・充実に取り組む必要性が基盤となっています。</p> <p>本市としましては、「特別の教科 道徳」の質的転換を重視しながら、道徳教育の充実に努めてまいります。</p>
12	<p>人権教育の充実</p> <p>①同和教育(部落差別)</p> <p>②在日朝鮮人へのヘイト問題</p> <p>③在日外国人への子供達への日本語指導の充実(全く足りていない)</p> <p>④障がいのある子供達へのサポート、ふれ合い教育、交流教育</p> <p>⑤ジェンダーへの理解</p> <p>全ての差別は無知から生まれる。</p>	<p>引き続き、各学校で差別や偏見に対する人権教育の授業が充実していくように努めてまいります。</p>
13	<p>ボランティア活動は大切な経験であり、地域のお年寄りとの交流会など、特定の学年(特に小学校3、4年)に絞り、交流できたら良いのでは。</p> <p>しかし、先生方のスケジュールが過密であり、時間と人手が不足しているので、先生達の仕事量の見直し、人手増員、専科の導入が必須である。</p>	<p>本市では、これまでも積極的に高齢者や障害のある方との交流を各学校へ推奨し、ボランティア活動を推進してまいりました。</p> <p>具体的な活動の内容や方法については、各学校や地域、児童生徒の実態に合わせて設定することが望ましいと考えています。</p> <p>教員の仕事量の見直しについては、次年度に学習計画等を引き継ぐことで仕事量の削減を図ってまいります。</p> <p>教員の増員については、今後も千葉県教育委員会に要望していきます。</p>
14	<p>地域住民が他人事を我が事と思い、共に支えあい生きていく”地域丸ごと共生社会”は、全世代をあげて実現していくべきものである。学校で学ぶ事を座学とすれば、地域で学ぶ事は実技(体験)である。実技を積み重ねることにより、地域における自分の役割を自覚し、国策として推進されている地域包括ケアシステムの構築に自然体で参加できるような教育を目指すべき。</p>	<p>本市では、全小学校及び複数の中学校で「認知症サポーター養成講座」を実施し、自分たちができることを考えていく授業等を行い、福祉教育を推進しています。また、中学生が市の防災訓練に参加したり、防災教育において避難所設営訓練等を地域住民の方と一緒にいたりしている学校もあります。</p> <p>今後も共生社会の実現に向けて、様々な体験活動を取り入れ、児童生徒が地域の課題を自分事として考えていくことのできる教育を推進してまいります。</p>

意見 番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
15	<p>このストレス社会においていじめを無くすというのは不可能かもしれないが、まず大人のストレスを軽減する事は有効である。</p> <p>①親のカウンセリングを受けやすくする。 不安の強い親にカウンセラーをつなげるようにする。</p> <p>②担任→カウンセラー、ソーシャルワーカーと子供の件ではなく、仕事上の悩みなど面談を設ける。(全員)</p> <p>③カウンセラーの週一の勤務は間に合っていない。</p>	<p>いじめ問題への対応には、校内の教育相談体制を充実することは大変重要であり、その体制において、スクールカウンセラーの活用が大事であると認識しております。今後も保護者へスクールカウンセラーの周知に努めるとともに、より効果的なスクールカウンセラーの活用の在り方を研究してまいります。</p>
16	<p>○生きる力を育む上で、まず自分が「唯一無二の大切な存在である」ことを小学校の義務教育課程で道徳教育等、あるいは担任やスクールカウンセラー等といった個別の介入を通じて繰り返し伝えることが最重要課題である。</p> <p>○スクールカウンセラーは、本当に相談が必要な児童や親が自ら進んで利用することは考えにくい。その意味で、問題行動を繰り返す児童がいる場合、担任がその行動に対して単に「怒る」のではなく、その原因を突き止め、スクールカウンセラーと引き合わせるなど、より積極的に介入すべきでは。あるいはそういった取組はこれまでも行われているのか。</p> <p>○最も基本的な人間性の部分に問題を抱え始めている児童を早い段階で救いあげる個別の取組が急務である。それなしには主権者教育、人権教育など画餅に過ぎない。</p>	<p>本市では、「特別の教科 道徳」における内容項目に「生命の尊さ」を位置付けており、発達段階に応じて考え・議論して学ぶとともに、学校教育全体を通して命の大切さについて考える機会を設けています。</p> <p>スクールカウンセラーにつきましては、これまでも学校がスクールカウンセラーとの面談が必要だと判断した場合は、その児童生徒や保護者に対して、スクールカウンセラーを紹介したり、面談を勧めたりしています。また、スクールカウンセラーとも情報共有をしております。今後も積極的にスクールカウンセラーとの連携を図っていきます。</p>
17	<p>音楽教育の振興について、教科書には多様な音楽を取り入れるとなっているが、実際教員は99%クラシック音楽しか知らないため、様々なジャンルの音楽を教えるための研修を取り入れて欲しい。中学校も小学校もほとんどの時数を合唱に費やしていて、内容が非常に偏っている。西洋式音楽合唱とリコーダーのみでは音楽的感性は育たない。鑑賞事業もクラシックのみで偏っている。</p>	<p>学習指導要領においても、いろいろな種類の曲を取り扱うよう明記されております。教育委員会としては、学校訪問等で、現場の教員に多様な音楽を扱うよう助言してまいります。</p>
18	<p>コンクール第一主義に走らず、コンクール以外の音楽体験の場を設けてほしい。船橋ミュージックストリートへの参加(市内児童・生徒はプロのワークショップを受講後、市民文化ホールでの発表の場に立てる)など。市で予算を計上しているにも関わらず、市内の子供達に還元されていない。実行委員の内輪の会にとどまっている。</p> <p>文化課職員には音楽経験者を配置してほしい。千人の音楽祭は教職員に大きな負担である。</p>	<p>コンクール以外で音楽を体験できる場として、本市では7月に小中学校音楽発表会(サマーコンサート)、11月に小中学校合唱発表会等を開催しています。</p> <p>個別事業に対するご意見については、実施主体の実行委員会において、今後の事業の企画・運営の参考とさせていただきます。</p> <p>また、職員配置については、課の運営に必要な人材を配置できるよう、関係部署と調整を図ってまいります。</p>
基本方針6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります		
19	<p>教職員の指導力向上について、研修はすでに実践されているが、講義よりも具体的な単元の授業を生徒として受けてみるという研修スタイル、ロールプレイなどがあると良い。又、子供同様に、教師も意見を出し合い進めていく主権者教育を体感できる方が良い。</p>	<p>ご意見のとおり、専門的な知識や経験のある講師による講義は大変有意義です。また、実際の指導場面を想定した実践的な内容を含んだ参加型、体験型の研修も効果的です。本市の教職員を対象とした研修事業では、今後も双方の研修スタイルを取り入れて実施してまいります。</p>

意見 番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
20	<p>教職員のモラル(士気)の向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倫理観を植えつける以前に「働き方改革」でストレスを軽減させてほしい ・「早く帰れ」以前に、具体的に仕事を減らすこと。 ・部活を民間コーチに。 ・通知表の所見を減らす又はなくす→面談のみ ・健康観察表をデータ化する。 ・安全、食育教育等をカットする。 ・増置職員が1校に1人ずついないと先生たちは回らない。 	<p>頂いたご意見を参考にしながら、働き方改革を推進していきます。</p>
21	<p>仕事量が多く、教材研究が後回しになってしまう。働き方の大きな改革が急務である。</p> <p>指導案をもっと簡略化して研究の負担を減らすべき。内容に注力できる様、学年内の授業見学、ブロック間の見学、特に若年層の先生達がたくさんの授業を見られる様配慮がほしい。日常的に勉強できるチャンスを作れるようにすると良い。</p>	<p>ご意見にあるようにたくさんの授業を見ることは若年層の教員にとって非常に有益で、各校様々な工夫をしながら校内研修(研究)として授業参観を取り入れています。どの学校も若手の育成は大きな課題の一つですので、学校訪問等で「授業を見る機会を増やすこと」も手立ての一つであることを助言してまいります。</p> <p>教員の仕事量の見直し等の業務改善については、働き方改革の中で推進していきます。</p>
22	<p>「基本方針6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります」について、そもそも教員の仕事量が多いことが仕事の質の低下を招いている。教員の拘束時間が長いえ労務管理もいい加減、教員希望者が減り倍率低下、質の低下を招く、離職者が増え残っている教員の負担はますます増大、心を病む教職員の増加…、心が暗くなるニュースが多い。素案に掲げられている対策は、この根本問題に十分に取り組んでいるとは言えない。すべての公立小・中学校へのタイムカードの導入による教職員の勤務時間の把握、すべての公立小・中学校における段階的な30人学級の実現を求める。</p>	<p>本市では現在、ICカードによる勤務時間の管理を導入し、進めているところです。学級編制の見直しについては、今後も県や国に要望してまいります。</p>
23	<p>「基本方針6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります」について、教師たちは各教科の指導等以外に部活動等も業務として強いられており、勉強時間が捻出できていない。</p> <p>部活動の指導等は専門の指導員を配置すべき。また生活指導等についても、外部の第三者の視点を持ち、法的な対応も含めた監視も可能なパラリーガル等を配置すべき。</p>	<p>本市では、運動部活動における児童生徒への専門的な指導や顧問の指導力向上のため、外部指導者を各小中学校に派遣しており、顧問の負担軽減に努めてまいりました。今後は、各学校へ部活動指導員を計画的に配置できるように取り組んでまいります。</p> <p>パラリーガルの配置等につきましては、ご意見として承ります。</p>
24	<p>悩みを抱える教職員のための支援体制づくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に第3者のカウンセラーが面談してほしい。特に若者に。 ・管理職に相談しづらい雰囲気があるので、校長、教頭どちらかが傾聴を学んで欲しい。プレッシャーを与えず、具体的アドバイスを。 ・指導課に心理の専門家を置く。 ・管理職のマネージメント力(声かけ、チーム力のまとめ方等)を付けて欲しい。 	<p>各学校において、何でも相談できる風通しの良い職場の雰囲気づくりに努めるとともに、スクールカウンセラーを含めた校内の教育相談体制を充実させてまいります。</p>

意見 番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
基本方針7 ニーズに応じた支援の充実を図ります		
25	<p>ニーズに応じた支援の充実について (特別支援)親の勉強会の実施。 (不登校支援)定期的な親のカウンセリング。 (担任、職員の学び)教員の不理解により二次的な問題が起きる可能性大。研修や講習を受けられるようにする。子供本人の気持ち理解できないのが問題である。</p>	<p>(特別支援)保護者が特別支援教育について学ぶ機会として、特別支援教育振興大会の一環として、年に一度、教育講演会を開催しております。 (不登校支援)保護者からの不登校に関する相談をスクールカウンセラーや総合教育センターの教育支援室等が受けた場合は、必要に応じて継続相談を実施しています。 (担任、職員の学び)特別な支援を必要とする児童生徒の理解や対応について学ぶ講座を複数、実施しています。今後も児童生徒に適切な支援ができるように研修事業を続けていきます。</p>
26	<p>「基本方針7 推進目標1 施策2 特別支援学校・学級の充実」について、難聴の特別支援学級数が、5年後も現状のままの2校となっている。小学校で支援を受けている児童や将来支援を受ける必要がある子供達のために、以下のいずれかを対応してほしい。 【第1希望】高根台中学校への「きこえの教室」設置 【第2希望】高根台中学校に「サテライト教室」の設置 【第3希望】大きな予算や人員を伴わずとも実現できる制度〔例として高根台第三小学校の「きこえの教室」に、高根台中学校の生徒が通級できる等〕</p>	<p>今後も引き続き、きこえのサテライト教室の運営を、県と協議していくとともに、市独自の難聴通級指導教室の開設について検討し、聞こえに課題のある児童生徒の教育環境の充実に向けてまいります。</p>
27	<p>帰国・外国人児童生徒への支援の充実について ・日本語教師、指導者が圧倒的に足りていない。 ・英語が通じない児童が増加しているため、多言語の対応とお手紙の翻訳ページサイト(webサイト)の作成をお願いしたい。</p>	<p>本市では、日本語指導の依頼があった学校に対し、令和元年度では日本語指導担当教員を5人、日本語指導員5人、日本語指導協力員34人を派遣しています。今後も船橋市国際交流協会や千葉県国際交流センターに協力を仰ぎ、広く人材確保に努めていきます。 現在、市のホームページで、学校から出される文書を6か国語に翻訳している「学校発文書集」を掲載しています。 また、各学校に対し、7か国語に対応している公益財団法人ちば国際コンベンションビューローの「学校からのおたより」の電子データをダウンロードできるホームページを紹介したり、紙媒体で送付するとともに、これらの活用を推奨しています。</p>
28	<p>「基本方針7 推進目標1 施策2 特別支援学校・学級の充実、施策3 教職員の特別支援教育に関する指導力の向上」について、医療的ケアが必要な児童の対応がない。特別支援学校に通う児童を持つ親の心理的、肉体的負担を減らすべく、下記のどちらかの対応はできないか。 1. 特別支援学校と病院の連携。 医療的ケア児には様々な病状の児童が居る。バイタル等の値が異常に見えても、家庭では通常で、病状的に問題がないケースにも関わらず、学校に親が呼び出されるという声を多く聞く。病院と連携することで、病気への理解を深めるとともに、本当に有事の際、速やかな処置を行えるのではないか。 2. 1が不可能な場合、看護師もしくは医師の常駐。 理由は同上。</p>	<p>医療的ケアが必要な児童生徒の対応につきましては、就学相談、教育相談の上、必要に応じて、対象児童生徒の在籍する学校に看護師を配置しております。今後も丁寧な相談、配置に努めてまいります。</p>

意見 番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
基本方針8 質の高い教育環境を整備します		
29	ICT・プログラミング教育に関して、より具体的、積極的に投資してほしい。この分野の環境づくりが進むことにより、IT分野で働く方が船橋市に住み、我が子を育てたいと思うきっかけになり、税収・将来的な産業振興に関して効果が出て、より魅力的な街づくりに繋がるのではと考える。	ICT環境整備やプログラミング教育の推進については文部科学省の整備方針等を参考に関係各課とも連携しながら進めてまいります。
30	現在、少子高齢化や宅地開発により、当初編成された学区に偏りが生じ始めているように思われる。人口増の地区に学校を新設、人口減の地区は取り壊しを繰り返すのは、貴重な財源の使い方としても適切とは思えない。人口の増減は簡単に予測できるものではないのだから、先ずはある施設を存続活用させる為に市内全域の学区の見直しに取り掛かることが先決と思う。長期に亘る施策となるので、有識者で構成する「学区編成専門委員会」を立ち上げ、徹底的な見直しを図るべき。	各学校の規模や状況に応じて、通学区域の変更だけではなく、通学区域制度の弾力化、統合、分離新設等も含め、望ましい対応策について検討してまいります。
31	特認校制度を実施している地方自治体を参照すると、自然豊かな環境に恵まれた小規模校を中心にして、同市内の希望した者なら入学できる運営体制を整えており、主に全校児童生徒が100人以下の学校で行われており、様々な効果を図ることができるので、船橋市において、小規模校の活用策として、特認校制度を取り入れるべきである。	ご意見の通り、小規模特認校制度については様々なメリットがありますが、児童生徒の通学の負担や、学校と地域のつながり等の課題も多いと認識していますので、現在のところ本市で導入することは考えていません。
32	「基本方針8 推進目標3 施策3 学校規模・学校配置の適正化」について、標準規模の根拠とされている「船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針」の見直しを求める。市の標準規模は文部科学省の基準によっているが、この基準は教育効果との相関関係に基づいておらず、また設定された当時と現在では、社会環境や教育内容は大きく変化している。市の標準規模は大きすぎ、教育の質の向上、教員の労働環境の改善が課題となっている今日において適当な規模だとは思えない。外部の専門家の意見を聴くなどして、基本方針の抜本的な見直しを行うべき。	学校教育法施行規則において、公立小・中学校の規模は「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない」と規定されています。また、平成27年1月に策定された文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」では、25学級以上を大規模校としています。本市の標準とする学校規模は、転出入児童生徒数が多く、また更なる大規模住宅開発等も想定される本市の状況や、教育指導面や管理運営面の充実、学校施設・設備の効率的な使用などを総合的に判断し、12学級から24学級までとしています。
33	学校1校当たり及び教職員一人当たりの児童生徒数を少なくすべき。素晴らしい理念も、仕事量が多すぎれば物理的に実現不可能、一人一人の人間の一日の持ち時間は24時間しかなく、仕事の処理能力向上には限界がある、教員になる人間はそもそもまじめで勤勉な方が多く、すでに処理能力いっぱいの仕事をしているという認識を持つべき。	

意見 番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
34	<p>「基本方針8 推進目標3 施策3 学校規模・学校配置の適正化」について、学校の著しい小規模化が、より多くの問題を生じさせる恐れがあることから、学校規模及び学校配置の適正化を進める、という内容を削除すべき。これは金杉台中学校を廃校にし、御滝中学校に統合することを示している。この計画からは、学校、家庭、地域が連携して主権者教育を行うという取組を進めていこうとしているが、金杉台中学校のような小規模の学校を中心に、地域が学校の一部を公民館として活用しつつ、学校教育に関わっていけば直ちに取組や研究が可能となる。学校の小規模化は、学区の改編や小規模特認校の導入で解決可能であり、新たな取組を行う学校として金杉台中学校を特認校とし、市内全域から生徒を募集すれば、お金をかけずに公民館を1つ作ることができ、小規模校問題も解決する。</p> <p>以上のことから、P98の内容を削除し、金杉台中学校を新しい船橋の教育目標実践の場とすることを提案する。</p>	<p>「基本方針8 推進目標3 施策3 学校規模・学校配置の適正化」については、著しい小規模化だけではなく、大規模化についても学校規模及び学校配置の適正化を進めることとしています。</p> <p>本市における通学区域の変更や小規模特認校制度の導入の考え方については30及び31の回答のとおりです。</p>
35	<p>現在の教職員は過重労働にあり、「官製ブラック企業」に勤めている状態で過労死、過労自殺、過労鬱のハイリスクである。</p> <p>教育力を高め、教職員の労働環境を改善するために、小学校、中学校、高等学校全てにおいて1学級30人の実現を求める。これを実現するだけの教職員の配置をしてほしい。</p> <p>また、1学級30人で学級編制をしないおとした上で、大規模校にならないような学校配置、学区設定を市内全域で行ってください。</p> <p>船橋市内の学校で30人学級を実現するためには、金杉台中学校を廃校にしている場合ではないはず。</p>	<p>学級編制基準の見直しについては、上記の22の回答のとおり、国や県に要望してまいります。また、学校規模・学校配置については上記34の回答のとおり、適正化を図ってまいります。</p>